

加盟金及び登録料等に関する規定

神奈川県社会人バドミントン連盟規約第6条の規定による加盟金及び登録料ならびに本会への会員登録については、次により処理する。

- 1) 第5条に規定する団体が本会に加入した場合の加盟金は、10,000円とする。
本会の加盟所属団体は、年額5,000円を年会費として納入する。
- 2) 前項の団体に所属している者が本会の会員となった場合の登録料は、年額1,800円とする。
- 3) 本会の会員となった者については、会員証を交付する。
なお、本会主幹の競技会参加の時は、会員証を携行しなければならない。
必要に応じて閲覧を求めることができる。
- 4) 本会の会員となった者は、原則として一般財団法人日本バドミントン協会並びに神奈川県バドミントン協会の会員となることとし、両協会への登録料を本会を經由して納入しなければならない。

附則

昭和56年4月1日施行

平成27年4月7日改正